

鳥取県外国人介護留学生受入事業者に対する奨学金支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県外国人介護留学生受入事業者に対する奨学金支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、介護福祉士の資格取得を目指して在留資格「留学」で来日し、介護福祉士養成施設への入学を前提とし日本語学校に在学する外国籍の者及び介護福祉士養成施設に在学する外国籍の者（以下「留学生」という。）に対し、留学期間中の学費や生活費等を貸与又は給付し、将来、当該留学生を本県において介護の専門職として雇用しようとする介護事業者等の負担を軽減することにより、県内の介護人材の確保を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 前項にかかわらず、留学生が介護福祉士修学資金貸付事業等類似する他の公的補助を受けている場合は、補助事業の対象としない。ただし、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる各経費（以下「補助対象経費」という。）が他制度と重複しない場合は補助事業の対象とすることができる。
- 3 第1項にかかわらず、日本語学校又は介護福祉士養成施設を退学した留学生に係る当該退学した日の属する年度の経費については、補助対象経費から除外する。
- 4 補助対象期間は留学生1名につき、別表の第3欄に定める期間とする。
- 5 本補助金の額は、補助対象経費の額ごとに別表の第5欄に定める額（以下「基準額」という。）を上限として、第6欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）とする。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定については、次の条件を付すものとする。

- (1) 本補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後から5年間保管しておかなければならない。
- (2) 事業実施主体は、補助事業の実施にあたり、貸付額、貸付期間、貸付方法、返還及び返還の免除等について規定する貸与規程又は給付規程等の規程を定めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請は、福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額及び2割を超える減額以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(補助金の返還)

第8条 知事は、規則第21条第1項及び第3項の規定により交付決定を取り消した場合のほか、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の一部若しくは全額を返還させるものとする。

(1) 知事の承認を受けて、補助事業を中止又は廃止したとき。

(2) 対象となる留学生が、日本語学校又は介護福祉士養成施設を卒業できなかったとき。

(3) 対象となる留学生が、介護福祉士養成施設を卒業後、事業実施主体の有する県内施設又は事業所において、介護福祉士として介護等の業務に5年間従事しなかったとき。

(4) 前3号のほか、補助対象となった留学生に貸与又は給付した費用が返還されたとき。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

(現況報告)

第10条 事業実施主体は、補助交付年度の翌年度から、補助の対象となった留学生が介護福祉士養成施設を卒業して5年間が経過するまでの間、毎年度4月20日までに前年度における留学生の状況について、様式第6号により知事に報告しなければならない。ただし、当該留学生が補助対象となった補助交付年度の翌年度においても補助対象となる場合又は補助金の返還の決定を受け、当該補助金の全額を既に返還した場合は、この限りでない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年4月1日以降に日本語学校又は介護福祉士養成施設に入学した留学生に対する補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月17日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年11月5日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月11日から施行し、令和6年度事業から適用する。

別表

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象期間	4 補助対象経費	5 基準額	6 補助率
介護福祉士の資格取得を目指す留学生に対し留学期間中の学費や生活費等を貸与又は給付する事業（給付型及び返還免除条件付きの貸与型奨学金）	鳥取県内に所在する介護サービス事業者（介護保険法、老人福祉法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく介護サービス事業者とする）及び病院	日本語学校 （1年以内）	学費（※1）	年額 600,000円以内	1 / 3
			居住費などの生活費（※2）	年額 360,000円以内	
		介護福祉士養成施設 （2年以内）	学費（※1）	年額 600,000円以内	
			入学準備金	200,000円以内 （1回限り）	
			就職準備金	200,000円以内 （1回限り）	
			介護福祉士試験受験対策費用	一年度 40,000円以内	
			居住費などの生活費（※2）	年額 360,000円以内	

※1…「学費」と別に設定されている費用（例：施設利用料、実習費等）も含めて貸与又は給付が行われている場合、事業実施主体が必要と判断するものであれば対象として差し支えない。

※2…民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。（学費・介護福祉士試験受験対策費用を除く。）通学等のための交通費等についても、事業実施主体が必要と判断するものであれば対象として差し支えない。

なお、事業実施主体が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、以下①②のとおり基準額の加算を行っても差し支えないこととする。

① 年額 240,000 円以内の加算

② 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月 50,000 円以内の加算

